

交通局「週休2日制確保試行工事」（土木工事編）実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。そこで、平成30年度から「現場閉所で週休2日を確保する取組」（以下「現場閉所」という。）を試行してきたところである。

また、休日作業が必要となる維持工事や災害復旧工事等で「現場閉所」が馴染まない工事については、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む「週休2日交替制工事」（以下「交替制」という。）を導入し、実施している。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保試行工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 本要領の適用範囲

本要領は、すべての土木工事（営繕工事と合併起工する工事を含む）を対象とする。

3 対象工事

(1) 現場閉所

すべての土木工事を対象とする。ただし、次のアからクまでに該当する工事は、「現場閉所」の対象外とすることができる。

ア 対象期間（本要領4(1)③又は4(2)②参照）が1か月（約30日）未満の工事

イ 単価契約工事、緊急起工した工事等の工期があらかじめ決められている工事

ウ 当初の予定価格が250万円未満の工事

エ 車両電気部が所管する電気設備工事・機械設備工事（電気事業に関する工事は除く。

以下「車両電気部所管工事」という。）と合併起工する工事

オ 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1 災害復旧工事

例2 供用時期が公表されている工事

カ 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例1 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

例2 施設管理者等との協議によって対策が予想される工事

キ 営業線内で早期に対応が必要な工事

例1 お客様対応または駅業務上早期に対応が必要な工事

例2 列車運行の安全確保のため早期に対応が必要な工事

ク 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

(2) 交替制

「現場閉所」の対象外となった土木工事のうち、(1)アからウまでを除く以下の土木工事を対象とする。

- ア 車両電気部所管工事と合併起工する工事
- イ 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- ウ 施工時間や施工方法の制約が予想される工事
- エ 営業線内での早期に対応が必要な工事
- オ 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

(3) 「(1) 現場閉所」及び「(2) 交替制」に該当しなかった工事の取扱い

(1) 及び(2)に該当しなかった工事は、「週休2日制確保試行工事」の対象外とする。

(4) 現場閉所及び交替制の共通事項

① 土木工事を営繕工事と合併して起工する工事（以下「合併工事」という。）の場合は、「現場閉所」又は「交替制」のどちらかの方式で統一して発注する。

② 受注者が「週休2日制確保試行工事」を希望しない場合は、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨の理由を付して総括監督員に報告する（別添1）。

4 週休2日の考え方

(1) 現場閉所

① 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

③ 対象期間とは、現場着手日から工事完了届日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間（※）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

④ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(2) 交替制

① 対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 対象期間とは、現場着手日から工事完了届日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

③ 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

- ④施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- ⑤4週8休以上とは、対象期間内に現場で従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日数に含めるものとする。
- ※ 夏季休暇の考え方については、平成30年8月2日付事務連絡「「夏季休暇期間」の適用について（参考送付）」のとおりとする。

5 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ①契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

6 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

起工担当課長は、本要領3により試行工事を選定した上で、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別添2）。

週休2日制に掛かる費用については、下記のとおりとする。

ア 現場閉所

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提として、経費（労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率及び現場管理費率）の補正を行う。経費の補正等に係る積算方法については、別添3を参照する。

イ 交替制

当初の予定価格の算出時は、経費を補正しない。

(2) 試行工事契約時

監督員は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。

受注者が試行工事を希望した場合は、その旨を施工計画書に明記する。「交替制」の取組を希望した場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法を具体的に明記する。

受注者から、試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「6 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、「現場閉所」を選択し、試行を希望しない旨の報告を受けた工事では、経費の補正について、速やかに設計変更を行う。

(3) 試行工事施工時

- ①受注者は、広報板等に「週休2日制確保試行工事」である旨を記載する（別添4）。
- ②受注者は、現場閉所を行う時、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

(4) 最終変更時

ア 現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」（別添5）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。

発注者は現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、別添3のとおり、経費の減額変更を行う。

イ 交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別添6）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、別添3のとおり、経費の増額変更を行う。

7 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- (3) 合併工事の場合、現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認は、工事全体で確認する。

8 適用

この要領は、令和6年4月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。

(参考) 休日について

- 東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日
条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

(東京都の休日)

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平四条例一二三・一部改正)

週休2日制確保試行工事辞退報告作成例

統一26

文書番号 (工事番号)		
<p>協議 報告</p> 書		
年 月 日		
各現場事務所長 殿		
住所		
受注者		
氏名 (法人の場合は 名称及び代表者の氏名)		
現場代理人氏名		
下記工事について、特記仕様書 ○○条 に基づき 協議 報告 します。		
文書番号 (契約番号)		
工事件名		
工事場所		
協議 報告	内容	
本工事においては、(…理由…)のため、「週休2日制確保試行工事」を実施いたしません。 (交通局「週休2日制確保試行工事」実施要領3により、報告します。)		
監理業務受託者	担当者名	印

記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に、以下のように記載する。

(1) 現場閉所の場合

本工事は、「週休2日制確保試行工事（現場閉所）」である。

(2) 交替制の場合

本工事は、「週休2日制確保試行工事（交替制）」である。

(3) 対象外の場合

本工事は、「週休2日制確保試行工事」の対象外である。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

(1) 現場閉所の場合

本工事は、「週休2日制確保試行工事（現場閉所）」である。

(2) 交替制の場合

本工事は、「週休2日制確保試行工事（交替制）」である。

3 特記仕様書記載例

※ 現場閉所の場合

(1) 本工事は、「週休2日制確保試行工事（現場閉所）」の対象案件である。

(2) 実施に当たっては、『交通局「週休2日制確保試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）に基づく。要領は、東京都交通局ホームページから入手できる。

(<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/contract/construction/>)

(3) 受注者は、週休2日制確保試行工事を希望しない場合、現場着手前に希望しない理由を付して発注者に報告する。（要領3(4)②参照）

(4) 週休2日制に要する費用については、当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提として、労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率及び現場管理費率を補正しているが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じ、補正分を減額変更する。

※ 交替制の場合

(1) 本工事は、「週休2日制確保試行工事（交替制）」の対象案件である。

(2) 実施に当たっては、『交通局「週休2日制確保試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）に基づく。要領は、東京都交通局ホームページから入手できる。

(<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/contract/construction/>)

(3) 受注者は、週休2日制確保試行工事を希望しない場合、現場着手前に希望しない理由を付して発注者に報告する。（要領3(4)②参照）

(4) 週休2日制に要する費用については、休日確保状況結果の達成状況を確認後、4週6休以上達成した場合は、休日確保状況結果の達成状況に応じ、補正分を増額変更する。

週休2日制確保工事における各種補正について

《現場閉所》

1 現場閉所の定義

現場閉所状況の定義は、次のとおりとする。

(1) 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

(2) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

(3) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合

2 経費の補正

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する（補正係数表は3の表のとおり）。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

3 補正係数表

下表の補正係数は、令和3年6月1日以降に起工した案件に適用する。

なお、令和3年5月31日以前に起工した案件については、該当する従前の実施要領に記載している補正係数を適用する。

	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械賃料	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び 支管取付工	1.00	1.01	1.02

注 現場閉所率が21.4%(4週6休)未満となった場合は、上記の補正を行わない。

4 その他

週休2日制確保試行工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

《交替制》

1 休日率の定義

休日率の定義は、次のとおりとする。

(1) 4週8休以上

休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

(2) 4週7休以上4週8休未満

休日率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

(3) 4週6休以上4週7休未満

休日率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合

2 経費の補正

休日確保状況が4週6休以上（休日率21.4%以上）の場合は、休日率に応じて、労務費及び現場管理費、土木工事標準単価を補正する（補正係数表は3の表のとおり）。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

3 補正係数表

下表の補正係数は、令和5年3月15日以降に起工する案件に適用する。

	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

注1 労務費分が明らかとなっていない市場単価等は、補正の対象としない。

注2 休日率が21.4%（4週6休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

4 その他

週休2日制確保試行工事に伴う書類の作成費用は、休日率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

記載例

(1) 広報板A型、B型の場合（2箇所に記載）

- ・表題の直下

〇〇駅 エレベーター設置工事のお知らせ
週休2日制確保試行工事

- ・最下段

本工事は、建設現場の「週休2日制」確保に向けて
試行する「週休2日制確保試行工事」です。

(2) その他の広報板もしくは工事看板等（1箇所に記載）

- ・表題の直下

〇〇駅 エレベーター設置工事のお知らせ
週休2日制確保試行工事

(3) 広報板等を掲示できない場合

「建設業の許可票」「労災保険関係成立票」「建退共加入者証」「施工体系図」等、関係法令等に則り工事現場に掲示しなければならない標識と一緒に「週休2日制確保試行工事」を掲載すること。

※この報告書は、土木工事(営繕工事との合併起工する工事も該当)に用いる。

① 対象期間内日数 339 日

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 97	② ≥ 85	② ≥ 73
(=①×0.285)	(=①×0.250)	(=①×0.214)

② 現場閉所日数 116 日

右表より、4週8休相当以上となる

※ 必ず検算すること

※ 入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、本工事全体での①から③の合計日数を報告すること

【凡例：期間種別】
 工：工期内(対象期間)
 一：一部一時中止
 中：全部中止期間
 製：工場製作期間
 年：年末年始休業期間
 夏：夏季休暇期間
 他：その他対象外期間

【凡例：作業・閉所種別】
 作：作業日
 休：現場閉所日(休日)
 天：天候等による予定外休工期

令和6年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 9	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作		
令和6年5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 11
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	天	天	休	休	作	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	
令和6年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 14	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工
	作業・閉所種別	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	天	作	休	休	作	作	天	作	作	休	休	作	作	作	天	天	休	休		
令和6年7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 16 現場閉所日数 5
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	期間種別	工	工	工	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	天	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	
令和6年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 26 現場閉所日数 8
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	休	
令和6年9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 12	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工
	作業・閉所種別	休	作	作	天	天	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作		
令和6年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 9
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	天	天	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	
令和6年11月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 11	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工
	作業・閉所種別	天	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休		
令和6年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 8
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	年	年	年	
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	休	
令和7年1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 9
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	期間種別	年	年	年	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	
令和7年2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 10			
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工	工	工
	作業・閉所種別	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	休	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作		作	作	作
令和7年3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 10
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	

【休日確保状況報告書】

令和〇〇年度 〇〇工事（工期 令和〇〇年〇月〇日 ～ 令和〇〇年〇月〇日）

※この報告書は、土木工事（営繕工事との合併起工する工事も該当）に用いる。

- 0.285 a 4週8休以上（休日率28.5%以上）
- 0.25 b 4週7休以上 4週8休未満（休日率25.0%以上28.5%未満）
- 0.214 c 4週6休相当 4週7休未満（休日率21.4%以上25.0%未満）

入力箇所

∴ 4週8休相当以上

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	平均(休日率)
A建設	〇〇	100	28	28.0%	28.9%
	□□	100	28	28.0%	
	◇◇	100	28	28.0%	
		100	28	28.0%	
B建設(一次下請)	●●	70	20	28.6%	
	■ ■	70	20	28.6%	
	◆ ◆	70	20	28.6%	
		70	20	28.6%	
C電設(二次下請)	△△	50	15	30.0%	
		50	15	30.0%	
		50	15	30.0%	
		50	15	30.0%	

※「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする

※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う

※必ず検算する

週休2日の考え方 例示

例1 週休2日制確保試行工事における対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間

対象期間内																	
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	作業
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4		1	3
工事着手 年月日	現場 着手日			実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)										後片付け 着手日	工事完了 日		

① 対象期間内	= 50 日	4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② 現場閉所日数	= 15 日	② ≥ 15	② ≥ 13	② ≥ 11
右表より、4週8休相当以上となる		= ① × 0.285	= ① × 0.250	= ① × 0.214

例2 年末年始6日間と夏季休暇5日間を除く

対象期間内				夏季休暇	対象期間内												
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	作業
5	2	4	4	4	5	5	2	6	2	6	2	3	1	4		1	3
工事着手 年月日	現場 着手日			実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)										後片付け 着手日	工事完了 日		

① 対象期間内	= 47 日	4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② 現場閉所日数	= 12 日	② ≥ 14	② ≥ 12	② ≥ 11
右表より、4週7休相当となる		(= ① × 0.285)	(= ① × 0.250)	(= ① × 0.214)

例3 工場製作期間がある場合は、対象期間内から除く

工場製作期間				対象期間内														
準備期間				実作業												後片付け		
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3		
工事着手 年月日	現場 着手日	実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)														後片付け 着手日	工事完了 日	

① 対象期間内 = 35 日
 ② 現場閉所日数 = 8 日
 右表より、4週6休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 10 (=① × 0.285)	② ≥ 9 (=① × 0.250)	② ≥ 8 (=① × 0.214)

例4 全部中止期間は、対象期間内から除く

対象期間内				全部中止		対象期間内											
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業
5	2	4	4	7	5	2	6	2	6	2	3	1	4	1	3		
工事着手 年月日	現場 着手日	実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)														後片付け 着手日	工事完了 日

① 対象期間内 = 43 日
 ② 現場閉所日数 = 12 日
 右表より、4週7休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 13 (=① × 0.285)	② ≥ 11 (=① × 0.250)	② ≥ 10 (=① × 0.214)

例5 一部一時中止期間は、対象期間内に入れる

対象期間内																	
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4		1	3
工事着手 年月日	現場 着手日	実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)														後片付け 着手日	工事完了 日

① 対象期間内 = 50 日
 ② 現場閉所日数 = 15 日
 右表より、4週8休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 15	② ≥ 13	② ≥ 11
(=① × 0.285)	(=① × 0.250)	(=① × 0.214)

例6 降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める

対象期間内																	
準備期間				実作業												後片付け	
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	6	2	3	1	4		1	3
工事着手 年月日	現場 着手日	実作業着手日 (直接工事費の 項目の現地着 手)														後片付け 着手日	工事完了 日

① 対象期間内 = 50 日
 ② 現場閉所日数 = 15 日
 右表より、4週8休相当となる

4週8休相当以上	4週7休相当	4週6休相当
② ≥ 15	② ≥ 13	② ≥ 11
(=① × 0.285)	(=① × 0.250)	(=① × 0.214)